

子子 1 0 9 7 号  
平成 2 8 年 1 0 月 2 5 日

各市町村認定こども園所管課長 殿

沖縄県子ども生活福祉部  
子育て支援課長  
( 公 印 省 略 )

認定こども園における職員配置に係る特例について（通知）

近年、待機児童対策として保育の受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、保育の担い手の確保は喫緊の課題であり、これまでも保育士の処遇改善等様々な対策を行っているところであるが、より一層の対応が必要な状況である。

このため、先日、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が改正されたことを踏まえ、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」（平成28年沖縄県規則第48号）を改正し、平成28年4月1日以後、当分の間、保育所における保育士配置について、特例的運用を可能としたところである。

幼保連携型認定こども園における保育教諭についても、保育士資格を有する者が必要となることから、保育所と同様の措置が取れるよう、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」（平成 28 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「改正省令」という。）が公布された。

それを踏まえ、「沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則」（平成28年規則第69号。以下「改正規則」という）を公布し、当分の間、幼保連携型認定こども園における職員配置について、特例的運用を可能とした。

については、下記の事項に留意の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないようご配慮願いたい。

記

1. 改正規則の概要

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施

行規則（平成26年沖縄県規則54号。以下「規則」という。）第6条に規定する幼保連携型認定こども園における職員配置について、当分の間、以下の特例を設けることとした。

(1) 朝夕等の園児が少数となる時間帯における職員配置に係る特例（規則附則第9項関係）

規則第6条ただし書の規定により、幼保連携型認定こども園における園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）は2人を下ってはないとされているところ、朝・夕の時間帯に園児が順次登所し、又は退所する過程等で、当該幼保連携型認定こども園において保育する園児が少数である時間帯に、職員1人に限り、規則第6条の表備考1に定める者（以下「保育教諭等」という。）に代え、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができるものとする。

規則附則第9項中「知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 認定こども園及び保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤換算で1年以上）

イ 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」（平成27年6月3日付雇児保発0603第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）1の(1)のイの①から③のいずれかに該当する者

ウ 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」1の(2)の①から③に規定するいずれかの研修を修了した者

(2) 小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例（規則附則第10項関係）

規則第6条に規定する職員の数の算定については、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（以下「小学校教諭等」という。）を、含めることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、また、当該小学校教諭等は、次に掲げる従事要件を満たす場合を除き、保育に従事してはならない。

ア 小学校教諭の普通免許状を有する者が保育教諭等とともに満3歳以上満5歳に満たない園児の教育及び保育に従事する場合又は満5歳の園児の教育及び保育に従事する場合

イ 養護教諭の普通免許状を有する者が保育教諭等とともに満3歳以上の園児の教育及び保育に従事する場合、また、小学校教諭等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2第1項の規定に基づく厚生労働大臣が定める基準に該当する者を除く。）に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこととする。

なお、養護教諭の普通免許状所持者については、養護教諭としての業務に従事している限り、本特例の対象とはならない。

(3) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例（規則附則第11項関係）

幼保連携型認定こども園を1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要となる職員に加えて職員を確保しなければならない場合にあつては、規則第6条に規定する職員の数の算定について、追加的に確保しなければならない職員の数の範囲内で、保育教諭等を知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができる。

この場合において、当該者は、補助者とし従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、また、当該者は保育教諭等とともに保育に従事する場合を除き、保育に従事してはならない。

規則附則第11項中「知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」の要件については、規則附則第9項における保育教諭等に代えて配置する者の要件と同様とする。併せて、幼稚園免許状及び保育士資格の取得を促していくこととする。

また、規則附則第11項中「利用定員に応じて置かなければならない職員の数」とは、幼保連携型認定こども園の認可の基準として、利用定員数に対して規則第6条の規定により算定される職員の数を意味している。

さらに、幼保連携型認定こども園における教育及び保育時間は、1日につき8時間を原則として園長が定めるものであるが、8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園では、規則第6条の規定により必要となる職員の数を各時間帯において配置するためには、「利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数」に追加して職員を確保する必要がある。同項中「開所時間を通じて必要となる職員の総数」とは、このような場合における1日において必要となる職員の総数を意味している。

(4) (2)及び(3)の特例を適用する場合における職員配置（規則附則第12項関係）

(2)及び(3)の特例が適用された職員を配置できるのは、各時間帯において必要となる職員の3分の1までである。なお、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）の2の(2)により、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園において保健師又は看護師を配置基準上の職員として算定している場合は、当該の保健師又は看護師を含めて3分の1までとすること。

また、「沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第49号。以下「条例」という）第23条第1項及び第

2項において必要となる各学級ごとに担当する専任の保育教諭等については特例が適用されず、保育教諭等でなければならない。

## 2. 実施に係る留意事項

### (1) 特例により配置する者について

特例により配置された小学校教諭等及び知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者は、規則第6条の算定においてのみ保育教諭等に代えて計上することができるものであり、保育教諭の資格を得ることができるものではない。また、保育教諭等以外の者を活用する場合にあっては、可能な限り、1名を超えた配置や保育教諭等の処遇改善に配慮しながら実施すること。

### (2) 公定価格の算定について

各特例を実施する場合の公定価格の算定に当たっては、保育教諭等以外の者を保育教諭等に代えて必要な算定を行うこと。

### (3) 地域の実情に即した特例の実施について

各特例の実施に当たっては、各地域における待機児童の発生状況や保育教諭等の不足状況等の事情を勘案して、改正規則の規定の範囲内において、限定的に実施することが可能であること。

### (4) 各特例の運用状況の把握に当たっての協力について

県においては、各特例について、実施市町村及び幼保連携型認定こども園の事例の把握を行い、継続的に検証していくこととしており、市町村及び幼保連携型認定こども園にあっては、積極的に協力いただきたいこと。

## 3. 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めた条例の一部改正

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準についても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（平成28年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号。）を踏まえ、「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」（平成28年条例第51号。以下「改正条例」という。）を公布し、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員資格に関する要件について、同様の特例を設けることとした。

## 4. 施行期日

改正規則については、平成 28 年 10 月 25 日より施行するものであること。  
改正条例については、平成 28 年 10 月 25 日より施行するものであること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課認可・指導班  
TEL : 098-866-2457 FAX : 098-866-2433